

## 知事発言要旨

- 皆様お疲れ様でございます。「基本的な感染防止対策」をはじめとし、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための取組について、県民の皆様に変な御協力をいただいております。心から感謝を申し上げます。
- さて、厚生労働省は令和5年4月27日、感染症法第44条の2第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月7日をもって「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなることを公表し、翌令和5年5月8日から感染症法上の「5類感染症」に位置づけることといたしました。
- また、令和5年4月28日に開催をされました閣議での決定におきまして、政府対策本部も新型インフルエンザ等特別措置法第21条第1項の規定に基づき、令和5年5月8日の廃止を決定いたしました。
- 本日の県対策本部会議では、5類感染症への移行を踏まえ、現在、行っている県民・事業者の皆様への要請等の期間を「令和5年5月7日まで」とすることにつき、決定をさせていただきたいと思っております。
- なお、特措法第25条の規定に基づき、県対策本部は令和5年5月8日に廃止をすることとなりますが、引き続き、本部構成員の皆様におかれましては気を緩めることなく、基本的な感染防止対策の徹底に御協力をお願い申し上げます。